

午後1時00分開会

○小野委員長 ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

傍聴者はいらっしゃらないですね。

欠席届が出ております。広報広聴課長が出張公務のため欠席です。

本日は、当委員会の新年度初めての開催となります。お手元に出席者の名簿（案）を配付させていただいております。常時出席を求める理事者には丸をつけております。また、異動のあった理事者につきましては網かけで表示をしております。常時出席者のうち新任の理事者は自己紹介をお願いいたします。

○吉田総務課長 4月より総務課長となりました吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 よろしくお願いいたします。

○夏目区議会事務局長 4月から区議会事務局長を務めることになりました夏目です。区議会事務局次長も務めます。どうぞよろしくお願い致します。

○小野委員長 はい。よろしくお願いいたします。

それでは、名簿案についてですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、「（案）」を取って名簿といたします。

日程に入ります。本日の日程のご確認をお願いいたします。日程1から順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、日程1、確認事項に入ります。

（1）論点チェックについてです。資料にございます契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会論点チェックリストをご覧ください。取扱いが未となっている確認事項は5ページの元副区長であった者の関与の2点のみとなっております。その質疑に入る前に、前回3月5日開催の当委員会の質疑の中で2点保留となっていた事項がございますので、その2点の確認をまずさせていただきます。

1点目が、参考人についてです。前回の委員会で参考人として元副区長に出席を求める提案がございました。参考人招致については全員一致による決定とすることを確認した上で、参考人招致の要否について皆様のご意見をご確認させていただいたんですが、意見が分かれる結果となりました。なお、その際に一部の委員から意見の表明の保留がございました。参考人招致の判断はその際に見送ることと一旦しております。そこで、今回の参考人招致については、意見保留のあった委員に念のためご意見を確認したいと思います。

それでは、参考人として元副区長を招致することについて、のぞわ委員のご意見をお伺いいたしますが、よろしいですか。

○小枝委員 その前に。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 前回の保留事項についてという問題提起をされているんですけども、その内容に入る前に、何ですか、今日の課題というのは論点チェックについてということになっていますね。論点チェックということは……

○小野委員長 論点チェックの2項目、まだ、未の部分ですね。未のこの二つについて、未が二つございますので、そこについてということですね。

○小枝委員 もし、その2というのがあれば、それを言っていただけますか。

○小野委員長 「未」。「未」です。

○小枝委員 あ、未か。

○小野委員長 未と、済の、未ですね。ごめんなさい、発音がちょっと聞き取りにくくて。

○小枝委員 いえいえ、なるほど。

○小野委員長 未の部分がまだ、5ページですね。論点チェックリストの5ページで未になっている部分がまだございますので、そういう意味で2ではなくて未です。

○小枝委員 はい。5ページのところの区の作成した報告書、対策案に対する確認と指摘事項ということですね。そして……

○小野委員長 はい。その前に、前回保留になっている件が二つありましたので、まずそれをやった後で、この未の部分についての質疑などがございましたら、またそこに入っていく予定にしておりますが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

○小枝委員 その後でもいいですけども、恐らく誰を呼ぶ必要があるのということの前提に関わる話がありまして、今日、恐らくこれだけ長い時間をかけて明らかにならない中でも、全体の、何というんですかね、議会としての取りまとめの段階に行くぞという頃なんだろうというふうに私のほうも見通しまして……

○小野委員長 参考人の件ですか。

○小枝委員 違います。全体としての考え方の取りまとめに行くんだろうと。

○小野委員長 あ、まだそこに行くかどうかというのは、正直皆様にもまだ前回そういう話をしていませんので、またそれについてのご提案とかございましたら後ほどお伺いします。

○小枝委員 もちろん今日であるか次であるかはともかくですけども、そのために、私としてもいろいろ情報公開をしながら、資料を取りまとめてきた中に、今まで私どもがこれを議論してきた内容の根底が揺らぐような内容がありました。そのことを……

○小野委員長 小枝委員、ご意見があるのは分かるんですけども……

○小枝委員 ご意見ではありません。

○小野委員長 ええ。まずは、その参考人招致について、のざわ委員については保留を前回されていますので、念のためそこについてのご意見を確認した後で、もう一つ答弁が保留になっているものがありましたので、そこも一旦確認をしたいと思っています。その後にこの論点チェックリストの未の部分についてに多分含まれる部分じゃないかなと思うんですけども、その辺りについてはそれぞれご意見もあることだと思いますので、そこはしっかり時間を取っていますので、そこでいかがですか。

○小枝委員 のざわ委員も聞いてからのほうがいいかなとは思いますが、私はもう申し上げましたので、小野さんはいつもそういうふうにおっしゃるから、じゃあそれで1回やってみてください。

○小野委員長 参考人招致についてなので。

○小枝委員 どうぞどうぞ、やってください。

○小野委員長 はい。のざわ委員の。それでは、まずはのざわ委員、お願いいたします。

のざわ委員。

○のざわ委員 発言の機会をありがとうございます。私は、参考人からの意見聴取そのものを否定するものではなく、委員会の調査・審査を充実する上で重要な制度であると認識しております。一方で、本委員会の調査事項は議員の倫理向上及び不祥事の再発防止に関わるものであり、これまでの委員会の審議や資料精査等（委員会限り、刑事確定訴訟記録閲覧メモなど）を通じて相応の議論を積み重ねてまいりました。こうした経緯を踏まえますと、参考人招致については本委員会の検討に資する新たな知見が得られること、またはそれが再発防止の実効性向上や区民利益の向上につながるということが重要であると考えておりますが、私自身、そのような点につきまして十分に見いだすに至りませんでした。したがって、参考人招致については見送るべきではないかと考えたところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。のざわ委員のご意見もございました。

それでは、参考人について、こちらについては、のざわ委員からも見送るべきということでしたので、全員一致に至らなかったもので、委員会での参考人の招致は行わないことといたします。

次に、2点目の保留事項です。判決文の量刑の理由というところの記述の見解について、執行機関が弁護士に確認することとなっていましたけれども、こちらの件の確認についてはしてくださっていますでしょうか。

○村木政策経営部長 たしか前回の中で量刑理由の中にあった上司の指示命令、これについての解釈ということで、私どもとしては、これは上司の関与を認めたものではなくて、裁判官が量刑をするに当たって被告人がそういったことも主張しているという、そういったこともしているけど、なおかつこういった厳しい判決であるということを言っているという、そういった解釈でしたが、これにつきましては、今回の再発防止の委員会の委員を務められました中村弁護士、こちらのほうからそのようなサジェスチョンを頂いてお答えしたものでございます。

○小野委員長 はい。では、政策経営部からの確認状況は以上ということですが、こちらも含めて質疑に入りたいと思います。

取扱いが未となっているところについては、毎回確認していますけれども、5ページのこの二つというところですね。こちらについては、ちょっとくどいようで恐縮なんですけれども、前回も確認していますが、全員が確定記録をもう確認している状況です。当然今日もまた確定記録を活用されて閲覧メモの読み上げなどをされる方もいらっしゃるかもしれませんが、そちらについては、前回も申し上げたとおり、刑事確定訴訟記録法の第6条ですとか、閲覧に当たっての制約というところがございますので、そこもご留意いただいた上で閲覧メモの取扱いをお願いしたいと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。お願いします。

○小枝委員 すみません。これまた委員長に対する質問になってしまう部分があるんですが、報告書の是非、報告書をどういうふうに読むんですかといったときに、特に4ページでしたっけ、4ページのところに……

○小野委員長 区の報告書ですか。

○小枝委員 区の報告書ですね。はい。区の報告書の4ページのところに、区が委託した

弁護士によるヒアリング調査の結果という形で、今、論点チェックに残っている部分の、当時の副区長が元職員Bに対し、元区議Aから契約に関する問合せがあれば対応するようにとの趣旨が伝えられたとされているが、ヒアリングや関係資料を精査した結果、本件事件に当副区長が具体的に関与したと認める事実は確認できなかった、と書いてあるわけです。この1ページの半分ぐらいのところだけの仕事をされたというふうには思わなかったもので、この基となる入札不正行為の再発防止対策等の調査報告というものを、基本、さっき中村弁護士とおっしゃったんですけれども、基本は野々上弁護士なんですね。契約相手方は野々上弁護士。その野々上弁護士のほうから区のほうに報告されている内容というのが令和6年3月31日のものと令和6年7月17日のものがあるんですけれども、これについては委員長はお持ちなのか、それから政策経営部長はそれを手元にちゃんと持っていてらっしゃる、読んでいらっしゃるかどうかというのをまずはお聞きます。

○小野委員長 えっ。委員長がその……

○小枝委員 その存在についてはご存じですかということ。

○小野委員長 異なる報告書ですか。いや、ちょっとそれは。承知していない。

○小枝委員 知っているか知らないかということ。知らないんであればいいです。

○小野委員長 公開されている報告書は理解しています。

○小枝委員 でも、その基となるもの。

○小野委員長 基となるものというのは、いわゆるヒアリング、（「報告書」と呼ぶ者あり）報告書はみんな持っているものじゃないですか。（「違う違う違う、この報告書」と呼ぶ者あり）えっ。

ちょっと暫時休憩します。

午後1時13分休憩

午後1時15分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。お待たせいたしました。

先ほどの小枝委員からの、委員長への、知っていますかという問いかけで、今、確認したところ、（「11月」と呼ぶ者あり）令和6年の11月27日の委員限りの資料として、当時いらした委員の方には共有をしている資料ということですね。（「小枝さんは見れないんだよ。」と呼ぶ者あり）今も見れませんか。

○小枝委員 だから、ないものだと思って情報公開をしているものは手元にはあります。

（発言する者あり）必要なものという認識なら確かにあるけど、どういうマスク、マスキングをしているのかが分からない。また違うかもしれない。

○小野委員長 ちょっと暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時19分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。お待たせいたしました。

それでは、今ご指摘のありました委員限りの資料なんですけど、当時、小枝委員がまだ委員になられていなかったんで、今からこちらを小枝委員にも共有したいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そちら、設定をさせていただきます

ます。

で、一旦、（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午後１時１９分休憩

午後１時２０分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。お待たせいたしました。

今、こちらの委員全てが見れる状態になっていると思いますので、先ほどの資料のご確認をお願いいたします。

それでは、引き続きこちらの資料についてですね。

小枝委員。

○小枝委員 ２冊、私のほうが質疑をしたい内容は二つあるわけですが、１点目は、令和６年３月３１日のほうの、字が大きいほうの報告書というのが皆さんもお手元にあると思うんですが、３ページのところ、真ん中より少し上の、「したがって」というところからなんですけれども、「したがって、この書面に記載した内容については、今後の調査やこれから開かれることとなる刑事裁判の公判に提出される証拠等の内容いかんにより訂正が必要となる箇所が存在する可能性を否定できない点を留保するものである」というふうに書いてあるのは皆さんお手元でご確認できるんじゃないかと思いますが。

○小野委員長 ３ページ。

○小枝委員 この、一旦ここで、この留保というのは、区としてはどう受け止めて、どういうふうに対応されたんですか。

○村木政策経営部長 これにつきましては、ここにございますように、この当時はまだ判決が出る前でしたので、その判決の結果等々を見た上で、また改めて、３月３１日付のこの内容とは違う事実も、それも有り得るという、そういう趣旨だというふうに考えてございます。

○小枝委員 それもありますが、「刑事裁判の公判に提出される証拠等の内容いかんにより訂正が必要となる」というふうに書いてあるので、公判のその判決だけではないというような意味合いに書かれていると思うんですけど、そこは同じで大丈夫ですか。

○村木政策経営部長 証拠等につきましては、裁判によりその評価が決まったものについてはその裁判の評価を見てやると。また、我々、裁判の傍聴等に行きましたので、そのとき聞いた事実等もございます。また、そのほかの、ここでははっきり書いてありませんけど、この時点で弁護士さんが調べている書類等以外にも、あるいはヒアリング等の結果等も出てくるかと思うので、そうしたものも踏まえた上で内容については検討する必要があるという、そういう趣旨だというふうに考えてございます。

○小枝委員 これはまだ調査の途中経過でしたので、６００万で１回野々上さんのほうにお願いし、それからまた追加で４月１日に加えて１００万でさらに調査をお願いしたという格好になっていて、その報告書が０３のところになっていると思うんですけども、０３の、これがまた４ページのところになります。途中経過で訂正が必要になる可能性があるから留保するというふうに言うのは確かにそうだろうと思うんですけども、これ、７月の１７日の段階で書いてあるのが第３の調査結果の１の（１）のところなんですけれども、（「４ページです」と呼ぶ者あり）４ページですね。はい。「はじめに」というところに、「当職の実施した調査は」となっていて、「当区の有する権限の範囲内で実施したもので

ある。したがって、警視庁及び東京地方検察庁検察官が刑事訴訟法に基づき実施した捜査により収集された証拠そのものにアクセスできる権限がない上、当区が実施する調査の性質に照らし、外部の関係者に対する調査におのずと限界があり、〇〇以外には本件に関わった可能性がある入札参加者、事業者等の区外の関係者への直接の事実確認は行えていない」。で、「しかしながら」となって、最後のところが、「上記の制約に基づく一定の留保」。「留保を付した上で関係事実の存否について当職の判断を示すこととする。つまり、当区が保有している資料と元職員へのヒアリング等により確認が可能と思料される範囲内において一定の留保を付している」。つまり、この7月17日の段階においても、資料に限りがあるんですね。限界があるので、急がされているし、ここまでしかできないけれども、あとは、その部分については留保しましたよというふうになっているんです。これは誰に留保しているんですか。この留保というのは誰から誰に留保したというふうに思いますか。（発言する者あり）

○はやお委員 ちょっと関連。この関連。

○小野委員長 答弁はどうしますか。

○はやお委員 ちょっと答弁の前に……

○小野委員長 前に。

○はやお委員 関連、関連。

○小野委員長 小枝委員、よろしいですか。ちょっと答弁の前にということなんで。

はやお委員。

○はやお委員 結局何かというと、今読み上げたところを読むと、これをどういうふうに区としては見解があって、最終的に7月の末に最終検討報告書を出しているわけですよ。だから、これをどうやって受け止めたかということをお答弁してもらわないと、加味して。
○村木政策経営部長 初めに、小枝委員が誰に向けてということでしたが、この文章は千代田区長宛てに出されているので、千代田区長宛てにということであると思います。それから、これを受けてどういうふうになっていることですが、これはこれまでも何度も申し上げておりますけど、こういった弁護士さんの調査、それから区で行ったアンケートの結果、そして何よりも判決の結果、そういったものを踏まえて今回の報告書を作った、そういうことでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 この留保という言葉なんですけど、度々この委員会や本会議の中でも、どう受け止めるのかというやり取りが複数の委員から出てきていたと思うんですけども、そのときに、区のほうは、この3月のたしか委員会の中で、区は専門家委員と同じ考えなんだというふうに述べているんですね。同じ考えなんだ。どういうふうに言っているかというと、この報告書のとおり区の見解でございます。えっ。大丈夫。はい。つまり、野々上報告書の4ページの記述、これは区じゃなくて野々上さんが書いた部分ですからね。その書いた部分と区は同じというふうに言っているんだけど、留保しているという報告書を受けて区が同じと言っていることは、区も留保しているというふうになってしまうわけなんです。つまり、確定記録を見て判断することについては、区の側の宿題という、普通に日本語として、国語として考えて、宿題は区のほうにある。確定記録、訴訟記録等をご覧になった上で変わってくることがあるかもしれませんねと。それは自分たちはそこま

では責任持てないんですよという報告書になっているんですよ、これは。非常にある意味私に言わせれば頭のいい、私もこんな仕事の仕方をされると本当にバッジを外すようなことになったらおかしいなというふうに思ってみたら、ちゃんと留保しているんですね。つまり、その判断は区の側に委ねられて、区が確定記録などをちゃんと確認しながら、その見解を、誤差が出ないか、背景についてちゃんと判断しなきゃいけないということになっているんだけど、それについては、そういう宿題、千代田区は承っておりますということを一先区議会のほうには報告をされなかった。ということは、これ、物すごく、まあ旧委員会の皆様にしてみれば、なぜか委員限りということで配付された中に書いてあったわけだから、それを見ないほうが悪いというふうに言われちゃうのかもしれないけれども、私はそういうことではないと思うんですね。区が専門家委員から頂いている問いかけ、宿題、それについて誠実に区議会や区民に報告する責務があったと思うんですね。どうしてそれをなさらなかったんですか。

○村木政策経営部長 我々としては、この野々上弁護士からの報告書について、小枝委員が今お話ししたような趣旨とは捉えてございません。今回の、小枝委員はこれをもって我々が確定記録を調べると、この弁護士のほうから言われていると、そういう趣旨だというふうに言うておりましたが、我々としては、これはもう何度も言うておりますけど、確定記録の内容、これを踏まえた上で判決がなされた。その判決を我々は見て報告書を作っているということであって、確定記録を無視しているものではございませんので、小枝委員のようには考えていない。これはもう、再三申し上げているところでございます。

（「それとは違うんだ」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 それが3月31日の内容であればそういう答弁もあるかもしれないと思うんですね。7月17日、つまり報告書が7月31日に出る。その前の7月17日の報告書をもって、情報書類において限界があるから留保するというふうに言っているわけですよ。そこは、私の主張ではなくて野々上委員の主張なんですよ。それを私の主張というふうにすり替えないでいただきたい。野々上委員が、そういう、おっしゃっているんですよ。

○村木政策経営部長 小枝委員が野々上弁護士にどのような形で確認されたかは知りませんが、我々としては野々上弁護士からそのようには聞いておりませんし、これにつきましては、先ほど来も、先ほど来といたしますか、この委員会が始まって以来ずっと申し上げているとおりのご答弁ということになります。

○はやお委員 関連。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 これを、今のところについて納品したものをベースに、そして前総務課長は、結局は上司からの指示がなかったと認められない。認め得る事実がなかったという話だったわけですよ。2020年前もなかったと。それは認め得る事実がなかった。でも、ここに何が書いてあるかというと、「警視庁及び東京地検、検察庁検察官が刑事訴訟法に基づき実施した捜査により収集された証拠そのものにアクセスできる権限がない上」、これは何を意味するかといったら、多分その刑事確定記録はこの時点でもできていないんですよ。判決が終わって、すぐですから。で、この状況だから、でもこのところが必要だから書いてあるんですよ。で、何でこれを中途半端だった状態でもこの報告書を書いたかと、下のところに書いてあるんですよ。今回生じた事態に対しては、当区が抜本的な対策

をできるだけ早期に講じるために行われているもので、つまり、早くしてくれ早くしてくれと区から言われたから、ここに、この途中だけどやったと書いてあるんですよ。だから、これをどういうふうに解決するかといったら、どういうふうに読むとって、このそのものなんです。だから、これをどういうふうに読んだかといって、今までの答弁を繰り返しては駄目なんですよ。何かといったら、もう検察庁のこういう刑事確定記録を含めての供述調書を私は見ていませんよ、ただヒアリングだけで決めた話ですよ、限局的ですよと答えているんですよ。それでの答え。それも早くしてくれと言われた。何で早くしてくれと言われたのか、そこを答えてください、逆に言うと。何でこれについて、いまだに今までの主張をするのかお答えいただきたい。

○村木政策経営部長 まず、今、はやお委員がこの時点で判決が出ているので、刑事確定記録はまだ存在しないという趣旨の発言をなさいましたが……

○はやお委員 ではないか。

○村木政策経営部長 あ。刑事確定記録というのは裁判の基となったもの、我々そういうふうに理解しています。判決の基となったもの。つまり裁判官はそこに書かれたような事実を全て見てそれで判断したものということです。刑事確定記録に書かれている事実というのは、判決の後に新たに出てきた事実ではない。我々はそのように考えていますので、そうしますと、先ほど来申し上げておりますように、そういった刑事確定記録に出てくるような事実、これは全て踏まえた上でなされた判決、それを基に報告書を作ったということです。刑事確定記録を無視しているものではないという従来の答弁をそのまま繰り返すしかないということでございます。（「関連」と呼ぶ者あり）それから、（「いいいいいよ」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○小野委員長 まだ途中です。どうぞ。

○村木政策経営部長 よろしいですか。

それから、なぜ急ぐのかということでしたが、こういった不祥事が起こったときには速やかに対処するというのは、これはもう、行政としても、あるいは一般の民間企業としても当然の行動だと思いますので、我々としてはできる限り速やかにこの問題について対策を立てていくために今回の報告書を早期にまとめた、そういうことでございます。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 で、例えばそうでしょう。だけど刑事確定記録があったからということではないから、何を言っているかといったら、アクセスすることができないと言っているわけですよ。それで、こういうように法律家であれば刑事確定記録というのは、一応建前上、何人でも閲覧することができるということで知っているわけですよ。それにもかかわらず、あえてこのところにできていないからアクセスすることができないと言っているわけですよ。それで、最終的にここを留保するというのは、関係事実の存否について当職の判断を示すというだけであって、それも限局的な、区からの早くやれと言われたから、この与えられたヒアリングのみについて結論を出したと。けども、留保する、つまり保留する、ペンディングするということなんですよ。不完全ですよということを言っている。それをやらなかったら、弁護士として、これ、結構あれですよ、スキルについてかなり問題になっちゃうんですよ。だからちゃんとしているわけ。では、これをどういうふうに説明を受け対応したかといったら、いや、結果が出てきたからですよ。でも違うんですよ。何度も

言っているのに、刑事罰と行政罰というのは、時効があるかないかの違いがあるわけですよ。それでその真意について、ここで明確にこんなところにアクセスできないんだったらアクセスできたわけじゃないですか。じゃあいまだに、もう一回確認しますよ。刑事確定記録について見る必要があるのかないのか、今もどう思っているのかお答えいただきたい。

○村木政策経営部長 まず前提といたしまして、ここに書いてあります警視庁及び東京地検検察官が刑事訴訟法に基づき実施した捜査により収集された証拠そのもの。これ、イコール、確定記録ということではないというふうに思っております。確定記録というのも、そのほかにも様々な、これも再三申し上げていることですが、そのほかにも様々な物証とか、あるいは今回閲覧した以外にも様々な事情聴取を受けた者とかいると思いますので、そうした人たちの証言、そういったものを全て踏まえた上で今回の判決がなされた。ただ、今回委託した弁護士は、そういったものにアクセスできることは、それは、でも当然できませんので、捜査機関ではないので。そういった趣旨で申し上げているというふうに考えてございます。それから、刑事確定記録につきましては、これはもう再三申し上げている私どもの考え方としては、従前と全然変わっておりません。

○はやお委員 ちゃんと言及してよ、そこ。変わらないということはどう変わらないのか。

○村木政策経営部長 刑事確定記録に現れた事実、それが真実ということではなくて、そういったものを裁判所が何が事実かというのをほかの様々な記録と照らし合わせた上で判断した、そういうことだというふうな認識でございます。

○はやお委員 じゃあ、違う角度で言いますよ。じゃあ刑事確定記録は一切、区は参考にも閲覧にも行ってないんですね。行ってないんですね。

○御郷行政管理担当部長 刑事確定記録につきましては、退職金の返納命令を出す前に、閲覧という形でしております。

○岩田委員 関連。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 その正確な日付とかが分かれば、教えてください。

○御郷行政管理担当部長 すみません。手元にいつ閲覧したかというものはないんですけども、申請としましては令和6年12月という形でございます。

○小野委員長 令和6年12月。

岩田委員。

○岩田委員 令和6年12月ということでよろしいんですね。うなずくだけで結構です。はい。令和6年12月。はい、分かりました。

先ほどのちょっとはやお委員とのちょっとやり取りの中で、ちょっと私も付け加える感じで、刑事確定記録がまだできていなかったみたいなような話で、でも判決は出ているんだから刑事確定記録はあったというんですけども、ちょっと僕は、そこは刑事確定記録はあったんだけど、それが一般に閲覧されるようになるまではまだなっていなかったということなんじゃないですかね。

○はやお委員 そういう意味です。

○岩田委員 そうですね。そういう意味ですね。はい。一応それを補足で。

○小野委員長 そこは認識に相違はないですね。

○白川委員 関連。

○小野委員長 白川委員。

○小枝委員 私が質問しているんだから。（「質問者か」と呼ぶ者あり）

○白川委員 えっ、関連ですよ。

○はやお委員 関連か……

○小野委員長 関連なので、いいですか、一旦。（発言する者あり）

○白川委員 ちょっと物事が複雑になったんで、自分なりの理解というのをちょっと整理したいのでお答えいただきたいんですが、裁判で、元副区長が関与なし、あるいは関与の立証ができなかったと判断されたのは、結局、（発言する者あり）元部長の証言しか証拠がなかったと。客観的な証拠がなかったと。その後の報道も見ると、結局、元部長がそういうふうに言っているという報道で趣旨が立てられているんですね。つまり、この裁判の報道も一貫して、その元部長の証言のみなんですね。だから、それが信じられるか信じられないかという話で、裁判では取りあえずはこれでは立証できないと判断された。で、報道では、やっぱりちょっと怪しいねという報道スタイルがされたというふうに理解しましたが、いかがでしょうか。

○村木政策経営部長 今回の事件に関しての元副区長ですけど、元副区長は書類送検もされていないわけなんです。なので、警察の捜査の段階で、それが事実があったかなかったかは分かりませんが、警察としてはこれを立証するに足りるだけの証拠を集められなかったと。そういうことか、あるいは本当にこの人は関与していないと警察が判断したから。その辺のところは我々には分かりかねるところでございますが、ただ、ご指摘のように、その後に何か新しい情報ですね、この元部長が証言していること以外に、何か新しい、元副区長の関与を裏づけるような新しい証拠というのは、我々は確認してございません。

○小野委員長 ちょっと1回——この続きですか。

○白川委員 はい。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 じゃあ、もう最後に確認です。そうすると、客観的証拠はなかった。今もないという理解でいいわけですね。

○村木政策経営部長 少なくとも警察が書類送検しなかったことで警察は見つけられなかったということですし、あるいは全く関与はなかったと判断したか、それは分からないと先ほど申し上げたとおりで、我々のほうとしてもそういった証拠は見つけられていないとか、ないというふうに今のところは確認はできていないということでございます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 もう一つの、さっきの小枝委員がおっしゃっていた保留についてなんですが、それは関与があるなしの判断の保留ではなくて、今後どうやったらこういった犯罪が防止できるか、こういった行いが防止できるかという対策の保留ということですよ。（発言する者あり）

○村木政策経営部長 こちらの報告書が、先ほど来指摘がありました調査報告書、これはまだ最終的な報告書が出る前ですので、この時点では、今、白川委員がご指摘のように、対策についてもまだ明言は恐らく避けていると思いますし、事実については、先ほども申し上げたように、警察のような強力な捜査権を持っている方ではありませんので、それに

ついても分かる範囲でということを出ていると思います。

○はやお委員 ちょっと、ちょっと説明だけ。

○小野委員長 いいですか。

はやお委員。

○はやお委員 今、白川委員のほうからの話があったのは、元職員、幹部だけの話ですよ。ねというだけなんですけど、いや、違うんですよ。供述調書で言っているのは、間違いなく元副区長も、私は前契約課長にも直接聞いているし、それで平成30年4月の1日に行革担当で部長が来たときに呼んで、その情報を流してくれとってご本人も供述調書で言っているんです。そして、また、当然のごとくその元幹部も言っていますよ。そして関わる元議長も、元副区長から、「僕は忙しくなるから直接やってくれ」というふうに供述調書に書いてあるんですよ。つまり、三人三様、一部違いますけれども、1人だけ違うのは、元副区長が、直接ではなくて僕を通してと言ったところだけが違うというだけなんです。あとはみんな、指示はしたということなんです。それは供述調書には書いてある。けど、区としては、もしくは政策経営部長は、それについては区としては認めないと言っているんでしょ。お答えください。

○村木政策経営部長 繰り返しになってしまいますけど、今、はやお委員が指摘されたようなこと、そういったことは全て警察も検察も、それから裁判所も全て認識しているところだと思います。警察はその上で、（発言する者あり）元副区長については書類送検はしなかったと。裁判所についても、事実としてはこれを認めていないということで、我々としては従前からの主張どおり、この件については、今回、報告書にあるような、そういう結論とせざるを得ないという、そういうふうな考えでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 そういう言い方をずっとしているんだけど、契約の調査委託をかけるときに当然仕様書というのは書くわけだけでも、その仕様書に何て書いているか、自ら分かっていますか。どんなことを専門家委員にお願いしたんでしたっけ。（「有識者会議」と呼ぶ者あり）あ、有識者会議ね。私のほうから言うけど、発生要因の調査ですよ。何の事件が逮捕案件だったかなんていうことを言っていないんですよ。その発生要因、つまりその背景。もちろん議会もそう言っているわけだけど。だから、令和6年の1月の契約のときには発生要因を調査してくださいよ、専門家の先生方とって、野々上弁護士にお願いした。それで4月1日もまた同じ記述でお願いをした。つまり、逮捕された案件が何だったかなんていうのは聞かなくて分かるわけですよ、書いてあるわけだから判決に。そうじゃなくて、発生要因を調べてくださいよと。だから、この先生方はやっぱりある意味バッジがかかっているから、ある部分判断できないよって、判断できないんですよこのままじゃ、ということを書き込んだわけですよ。それについて一切報告しなかったですよ、発生要因。

○村木政策経営部長 いいですか。発生要因ですね。

○小枝委員 うん。

○村木政策経営部長 今の発生要因ということですが、そちらのほうには、今回の報告書、先ほど小枝委員から指摘があった報告書ではなくて、区の再発防止検討委員会の報告書、こちらのほうに、24ページなんですけど、有識者の意見ということで、発生

要因について有識者の方はこう考えたというのが出てございます。それで第一番としては、我々があまりにも不正行為についての認識が甘かったということと、議会对応に腐心するあまり議員の求めを拒絶することができなかったという心理、これがそれを助長したと言える。そういったことが要因として書いてございますので、これが今回の先生方の要因として認識して我々に指摘していただいたところというふうに思っております。（発言する者あり）

○小枝委員 今日の論点である上司からの指示命令、つまりこのときは副区長からの指示命令があったかなかったかという、この4ページ目の大本の、ホームページで今でも公開されている報告書の中に書かれているこの内容について、その基の報告書では、責任持てないところがありますよ一部、だから留保するんですと書いているわけだから、百歩譲って言うならば、それを言ってくれというのが一つと、ここに書くときにはそれを書くべきだよということなんですよ。そうすれば我々は、あ、留保されたことを今判断を求められているんだと。時の調査力の中で確定記録も見だし、はっきり言って、さっき答弁を言っていたけど、私も情報公開で、区のほうの確定記録の依頼書というのを見ましたよ。それは、区議会が、これも委員長は知っているか聞きたいんだけど、区議会が提出する前日にやっているのよ、区長名で。それも我々に報告しない。つまり、私たちは何の情報も、留保している情報も与えられない。確定記録を取りに行っている情報も与えられない。それ、もう自分たちの手元には全部あるくせに、私たちには、いや、皆さんが取りに行くのを待っております、待っておりますと言って1年過ぎた。それについて委員長がご存じだったとしたら、私たちに対して不誠実だし、知らなかったとしたら、委員長は区に対して怒るべきだと思いますよ。

○はやお委員 じゃあ、ちょっと整理。整理じゃなくて確認。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 結局ね、何かって、今の話でびっくりしたのが、我々は令和6年11月27日に確定記録を閲覧しようということで、一応委員会集約したわけですよ。それでどういうふうにするんだということで、文章を委員長を中心にしながら整理して、閲覧の申請をしたのは12月の18日。前日ということになったら、令和6年の12月の17日に結局は閲覧申請していたということですよ。ねえ。ということは教えてください。

○御郷行政管理担当部長 刑事確定記録の閲覧の申請につきましては、12月の17日に申請しております。

○はやお委員 つまりね、ここのところで何かといったら、閲覧申請を我々がしたのに、なかなか閲覧ができないのはおかしいじゃねえかという話を、実は3月の14日で委員会で進捗状況を確認しているんですよ。それでも分かりません、あっちから来ていませんということで事務局からの報告があった。そして、あまりにもまたたつから、5月の14日にこれじゃ駄目だから書面をもって問い合わせしようという話をしたわけですよ。そしたら何かといったら、令和6年の12月の17日に千代田区が閲覧申請を出していたから、閲覧していたわけですよ。だったら、いや、実は我々閲覧していますよ、で、もし共通する閲覧内容だったら共有化しましょうよというのが、（「できないよ」と呼ぶ者あり）いや、できる。確定記録だよ、確定記録だよ。確定記録はできるでしょう。（「できないよ」と呼ぶ者あり）できますよ。それはあなたの考え。あなたの考え。（発言する者あり）

やめてください、やめてください、やめてください。

○小野委員長 はい。ちょっと、まずははやお委員。

○はやお委員 で、まあ、いい。だからそのところであったときに、（発言する者あり）黙ってくださいよ。これは質問妨害だよ、あんた。

○小野委員長 はい。はやお委員、続けてください。

○はやお委員 それで、そういう状況の中で誠実さが無いんじゃないんですか。こういうふうなことについて知っていますと。それで、今こういう調査で遅れているって、我々があそこまでやっていながら何も言わない。行管担当がそのとき違ったのかもしれない。けれども、言うのがやっぱり、同じ千代田区。行政機関と確かに議事機関との違いはあれども、同じ千代田区の中で同じことをまたやるんですか、確定記録を。で、申請内容がどうだったのかを確認すると、結局は退職金返還請求だから、元幹部の分についての閲覧をしていたということですよ。その確認と、そうすれば、その中にも必ず、その閲覧の中に必ず、我々も閲覧したから分かるのは、元議長と元区幹部のところに両方ともに元副区長の供述調書が入っているんですよ。それを読めば一定程度の判断ができるはずなんです。そこについてお答えください。

○御郷行政管理担当部長 刑事確定記録の閲覧の申請につきまして申請しました。その結果、目的としましては退職金の返納命令処分に係る検討ということで申請しております。その目的以外には使ってくれるなど、使っては駄目だということも前提とした上で閲覧の許可が出たといった形になっております。ということで、退職金の返納につきましての目的以外には使用できないということでございます。その上で、閲覧につきましては、この非違行為についての経緯等も含めて閲覧したというふうに聞いております。

以上です。

○はやお委員 じゃあ、そういうことに使っちゃいけないといっても、行っていることぐらいはいいじゃないですか。それですよ、我々は令和6年の12月の18日にやって、現実、初めての閲覧に行ったのは7月の24日ですよ。それで、結論が出ないから早く結論を出しましょうという議員の方もいらっしゃる。だけど、そういうことの様々な理由からしたら、場合によっては見方はそうではないと思いますよ。だけど何か僕らの閲覧を妨害しているのかなと思っちゃうんですよ。だって、分かっているじゃないですか。それで、もう一つ聞きますよ。それはしているのかしていないのか、妨害なんかしていませんということを言ってくださいよ。それと、それとですよ、もう一つ——だって、僕らがやるというのが分かっているんだから。

それで、もう一つ言うのは、結局はここのことについての内容について、何で、逆に言うと刑事確定記録を見たのか。あくまでも我々のヒアリングだけでいいじゃないですか。何でそれを刑事確定記録を望んだのかということの理由が抜けているんですよ。つまり、刑事確定記録を見ないと、先ほどの野々上さんのあの最終報告書からもあるように、留保するぐらいに××××なんですよ。××××なんですよ。ということじゃないんですか。片一方では、いやいや、これは我々の退職金のことですよ。だけどこっちのほうでは、いやいやいや、関係ないんですよ、それは刑罰で決まっていることについて、それは全部総合的に確認になっている。だから、ばらばらじゃないですか。だからそのところを答えてくださいよ。政経部長と両方ね。

○御郷行政管理担当部長 この刑事確定記録につきましては、特に妨害をしようという意図も全くございませんし、そういった形で何か執行部のほうが動いたということもございません。純粋に東京地方検察庁のほうに閲覧の依頼をしたという手順でございます。（発言する者あり）

○小野委員長 うん。ちょっと私も、すみません、いいですか。今、事実確認なんですけれども、まさに刑事確定記録を申請されたのが退職金返納が理由なわけですよ、申請理由。理由書が多分そうになっているのかなと思います。それが令和7年の12月……

○はやお委員 令和6年。

○小野委員長 あ、令和6年の12月。

○はやお委員 の12月17日なんですかね。1日間違えた。

○小野委員長 12月の17日。で、この退職金の返納については前回もやっていますけれども、そもそもここじゃなくて企画総務でお願いしますということで一旦整理しているんですけど、ただ、これ、令和6年の段階ではそういう話をまだしていない時期だったと思うんです。12月の17日に申請をして、いつ閲覧できたのかというのは今分かりますか。ちょっと、そこだけ、時系列だけ確認だけさせてください。

○御郷行政管理担当部長 実際に閲覧した日程につきましては、ちょっと私ではなく前任の者でありますので、具体的な日時はちょっと分かりません。

○小野委員長 あ、日程が、今、分からないですか。

○御郷行政管理担当部長 はい。

○小野委員長 はい、分かりました。

○はやお委員 それは、調べて答えてよ。

○小野委員長 それ、ちょっと今からだとして少し時間がかかると思うので、小枝委員、先ほど……

○はやお委員 いや、そっちも答えて。

○小野委員長 あ、そうですね。政策経営部長。

○はやお委員 政策経営部長、答えて。そのことについてどう捉えているのと。

○村木政策経営部長 委員長、政策経営部長です。

まず、個人情報の取扱いに関する認識でございますけど、これについては確定記録の閲覧の際にそういう目的でということで書いたゆえに、確定記録の取扱いとしてということもございますが、そもそものに区が個人情報を扱う場合には、本来取得した目的以外では利用できない。これはもう、当然の大前提でございます。我々はそういう認識の下に個人情報を扱ってやっておりますので、それを全般的に、いいんじゃないか、どうせみんなほかの人も閲覧できるんだからというような形で共有するようなことはございません。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 だからそこは分かったと言ったんですよ。そういうふうに目的以外には使えない。けども、行ったってことぐらい言ったっていいじゃないですか。（発言する者あり）だから何で伝えなかったかということを行っているんですよ。これだけ何度もやって、それであり得ないと言ってまで反対する議員までが出たぐらいに、文書で結局あちらに出すのはおかしいじゃねえかと言われたんですよ。けども、現実、それだったら、そのところで庁内調整はしていないのかもしれない、あるかもしれないけど、いや、行

っていたんですよ、ちょっと待ってくださいよというのが信義則じゃないんですか。誠実さじゃないんですか。

○村木政策経営部長 今回、人事のほうで閲覧に行ったというのは、今回、元部長に対する返納命令、これを行うに当たってということです、これはもうそのこと自体がもう個人に関わるものでございます。（発言する者あり）で、その個人に関わるものについて、区がどのような調査をしているかということ、これについて明かすこともまた個人情報の一つというふうに考えてございますので、それをつまびらかにしながら議会と諮りながらやっていくという、そういうことではないというふうに考えてございます。（発言する者あり）

○小野委員長 これについては、中身はわざわざ聞くことはないけれども……。 （「委員長」「委員長」と呼ぶ者あり） えっ。

暫時休憩します。

午後１時５８分休憩

午後２時０２分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 まあ、ちょっと先ほど表現についての訂正をお願いしたいと思います。

○小野委員長 はい。

○はやお委員 また、今後のことについて、ただ、スケジュールの擦れ違いということについては、何らかの形ででもやれば我々のほうの作業として随分軽減ができたと思いますよ。だから、そういうところについては、やはりこれが一つ一つの信頼関係につながっていくことですからやっていただきたい。それと、結局、あと、一つの質問をしたいのは、それを見たからこそ、逆に言ったら、返還請求の中の言葉の文言に、「たとえ上司からの指示があったとはせよ」というふうに入れたのかどうか、そこだけはお答えください。

○御郷行政管理担当部長 この退職手当の返納の命令処分をするに当たりまして、ちょっとこの閲覧の目的等につきましては、ちょっとこれはちょっと先ほど来言っているように個人情報になりまして、どういった理由でもってこの刑事確定記録のほうの閲覧をしたというのがなかなか具体的に言えないところであります。ただ、一般的には、処分するに当たっては慎重を期す必要があるということもありますので、そういったところの理由でもって閲覧したというふうに理解いただければと思います。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 皆さん質疑されているとおりでと思うんですけども、刑事事件記録の閲覧及び謄写についてという依頼を令和６年の１２月１７日、つまり区議会が１２月１８日出すのを知っていて、その前の日に区長名で出したという、こういうこと。で、出すのはそれは私たちだってやりなさいやりなさいと言っていたわけだから、いやあ、やり出すということはいいいんだけれども、それについて一言もなく、議会のほうは全部情報を取られているというのは非常にアンフェアなやり方だなということと。

あと、東京地方検察庁保管検察官というのは、全く区議会が出した宛先と当たり前だけ同じなんですよ。で、今日は区長のほうが出してきた、次の日は議会のほうから出してきた。で、事実関係として、理由は何であれ、区長名で出した内容が、いつ幾日どうい

うふうな形で閲覧に行ったのか、書き取りに行ったのか、そして開示されたのか、中身が云々ではなくて、事実経過として、そこはちゃんと今の段階でも振り返って説明をしていただきたい。

そして、私は、今日は一つの目標としては、そのこのところの、もう遅いんだけど、こういうことがあるから遅くなるんだけど、つまびらかにしてもらいたい。それから、先ほどの最初の質問で二つの報告書に留保しますと。判断できないよ、ある部分は判断できないんですよと書いてある。この内容についても、委員限りではなくて、この報告書の一つの重要なバックデータというか、書きぶりですので、それは資料として公開のものとして出していただきたい。その上で、7月31日の報告書の中に留保するという記述が書き消されているということは、やはり区の一つの越権行為になり得るなというふうに私は思うけど、この議会は、委員は、全員が政治生命をかけてそうした情報を全部手元に持った中で、ここは悪いけど区とは違って、議会はやっぱり背負って判断していくわけだから、大事なことは手順・手続、つまりどういうことをしてきたか、そしてどういうことをしてきたかについて、ばれちゃしょうがないじゃないけど、聞かれた上ではちゃんと誠実に答えてくださいよということなんですね。ここに野々上弁護士はいないから野々上弁護士に聞くことはできないので。ただ、紙として留保するということはしっかり書いてあるわけだから、留保された千代田区が、いいんですよ、そういうことにしちゃったんですよという話だけでは終わられない。ゆえに、この二つの報告書について、全く委員限りのものである必要は全く理由がないと思うので、共有データとしてちゃんと公開をしていただきたい。ひっくり返ると言うと2点ですね。次の、もう6月議会に入りますので、野々上先生方の調査報告書を委員会にちゃんと公開、手元の資料として下さい。それから、区長が令和6年12月17日に請求した東京地検保管検察官殿宛てのこの閲覧及び謄写請求について、どういうふうな流れで開示をされたのか、あるいは見に行ったのか、客観的事実を出していただきたい。私は次回に向けてそれをぜひお願いしたいというふうに思います。

○小野委員長 答弁しますか。

行政管理担当部長。

○はやお委員 取りあえず、……と言っているんだから、委員会で……。

○小野委員長 えっ。

○はやお委員 だよ、……さん。執行機関が……

○小野委員長 このデータの共有の話ですか。（発言する者あり）

○小枝委員 何でそういう委員限りにしたのか。

○小野委員長 これ、当時は委員限りにした、委員限りを前提に、このときって、たしか共有されたんですよ。まだ6月——これ、いつの話だっけ。11月27日のこれ。アンケートもそうなんですけど、しかも委員限りですけれども、結構黒塗りにしないと個人的なものもあるので……

○小枝委員 アンケートが……

○小野委員長 ええ。なんですけど、このときに委員限りを条件に資料を提供してもらったというのがあるんですけども。

○小枝委員 委員長じゃなくて、その二つの報告書を委員限りにしようとなさったのですか。

○小野委員長 これ、それが条件だったと思います。（発言する者あり）

ちょっと、ちょっと暫時休憩いたします。

午後２時０８分休憩

午後２時１３分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。お待たせいたしました。

こちらの委員限りの資料につきましては、大変恐縮ですが、一旦確認をした上で、どのような取扱いにするかということをもた皆様に申し上げたいと思います。

それから、あと二つ小枝委員からございましたので、こちらについてのご答弁はいかがでしょうか。

○御郷行政管理担当部長 刑事確定記録の閲覧の日が分かりました。令和６年の１２月の１７から２０日ということでございます。

○小野委員長 えっ。（発言する者あり）えーと……。 （発言する者あり）１２月……

○御郷行政管理担当部長 １２月の１７から２０日までということでございます。

○はやお委員 １２月２０日まで。

○小野委員長 申請を出されたのが１２月１７日ではなく。

○御郷行政管理担当部長 ええ。申請を出したのも１２月１７日でございます。

○小野委員長 １２月１７日に申請を出して、で、同日１２月１７日から１２月２０日に閲覧ができた。（発言する者あり）

○はやお委員 僕たち申請したときだって、すぐって、オーケーにならなかったよ。

○小野委員長 ただ、ボリューム的に少ないんだ。事務的。はい。じゃあ、まずは、この日程については分かりました。ありがとうございます。（発言する者あり）

それでは、ほかはいかがですか。ほかは、（発言する者あり）出すに至ったプロセス。中身の話ではなくて、（発言する者あり）はい、人事マターではありますけれども、退職金返納に伴って。

○小枝委員 これについては、もう口頭で出したのは分かりました。６年の１２月１７日です。そして即日１７から２０日まで職員が行って見ましたという……

○小野委員長 ということですね。

○小枝委員 それで大丈夫です。

○小野委員長 これで大丈夫ですか。

○小枝委員 今のは紙代わりになったと思います。

○小野委員長 はい、分かりました。じゃあ、こちらについてはこれでよろしいですね。

これで、以上でよろしいですか、小枝委員からの。

○小枝委員 あとは委員長が、今、留保されたから。

○小野委員長 あ、そうですね。これについてはしばしお待ちください。はい。では、これでよろしいんですね。

○小枝委員 はい。

○小野委員長 はい。では、引き続き質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 今日の冒頭のところで、「指示命令があったとしても」の判決理由のところで、判決理由のところに指示命令があったとしてもと書いてある。だったらこれを認めて

いるんじゃないかとの、私はそういうふうに思うんですけども、区としてはそうじゃなくて、刑事確定記録なんかを見るとそういうふうに主張している人がいるから一応書いたんだよというふうに言っていると弁護士が言ったと。そういうようなお話でしたけども、でも、これって、認めているからわざわざ書いたんじゃないんですかね。もしも認めていないんだとしたら、「〇〇のような主張があるが、信じることあたわず」とか、そういうような書き方をすると思うんですよ。弁護士さんがそういうふうに言っていたと言うんですけども、その弁護士の方は第三者なんですか、そもそもが。

○村木政策経営部長 何をもって第三者と言われているか分かりませんが、少なくとも今回の事件に関与した者ではございません。

○岩田委員 当たり前です、そんなのは。はい。わざわざそのことを言うことじゃないんですよ。そうじゃなくて、今までも、弁護士に聞きました、第三者的立場の方と、そういうような答弁だった。第三者的なんですよ。第三者じゃない。だからこそ第三者委員会をつくれと言っているんですよ。でも、あくまで第三者的な立場と言いながらも、区が依頼をした、依頼人ですよ。弁護士だったら、依頼人の言うことを聞くのは当たり前です。そこにいろんな忖度があるんじゃないのか。それは、仕事としてそれは弁護士としてはそれはそうですよ。依頼人のためにやるのは当たり前。だからこそ曲がった判断がされているんじゃないかということが問題なんですよ。それを、弁護士が言っているから、いや、指示命令があったとしてもと書いているのは、ただそういう主張があったから言っているだけであってというふうにまとめちゃうのはどうなのかという話なんですよ。

○村木政策経営部長 この点についても、これまでも繰り返しこちらのほうからご答弁させていただいているところですけど、先ほどの弁護士のご意見というのは、これは小枝委員のほうからどの弁護士からという、誰かというご質問がございましたので、それに対する答えとして申し上げましたが、我々はそのアドバイスを聞いて、この判決を見直すところを、この判決、ここで上司、はっきり言って元副区長が指示命令を行って、それによって元部長がやむを得ずやった。そういうふうな解釈をするのは無理があるなというふうに我々としては考えたところでございます。その理由といたしましては、これは繰り返し申し上げておりますように、罪となるべき事実のところには全く出てこない。元副区長の名前も出てこない。それから、ここの量刑のところに出てきますけど、ここも上司あるいは指示命令と言っているだけで、上司とは誰か、具体的にどういう指示命令があったのか、そういったことについての一切の言及がない。しかも、このフレーズは、ここに、「判決にあるように、その経緯、動機に大きく斟酌すべき事情はない」というふうにつけられています。そういう犯罪に関与したということを裁判所が認めたなら、それを斟酌すべき必要はないと、こんなふうに言うのはこれは不自然であろうと。それから、三つ目といたしまして、これに書いてあるフレーズ、こちらのほうが被告人に対して厳しい非難に値するということで書かれています。もし上司の指示命令で仕方なくやったなら、やったということを裁判所が認めたのであれば、その後の執行猶予を認める、こちらのフレーズに書かれるはずですよ。上司の指示命令で仕方なくやったので執行猶予にしますと、そういったこともない。それから、四つ目といたしましては、これを受けて捜査機関が新たに動いたとか、そういう事実は全くないと。我々としては、そういった疑問をこれまでもこの委員会、あるいは本会議の中で述べさせていただきました。それに対する答えが一切なく、専

門家が言ったから、専門家がそうじゃない、これは認めたものだと言っている。だからそうだという主張しか我々聞いておりませんので、ここでそういった専門家の主張のぶつけ合いをすること、それがこの会の趣旨かどうか分かりませんが、我々としてはそういったもし議論するというならば、我々が提示したこの疑問、それについてまず答えるべきではないか、そのように考えているところでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 今の論点は非常に重要だと思うので、そのところを一つは紙にして出してもらいたいなと。そこをちゃんとアセスメントする必要があるなと思うのと、あと、野々上さんが契約、主任なんですよ。で、中村さんというのはお手伝いというかね。なので、契約600万、100万の受渡し相手であるなぜ野々上さんに聞かないのかなというのはすごく不思議。野々上さんに聞かないで、何ですか、中村弁護士なんですかね。野々上さんは返事しなくなりましたか。この報告書、仕様書の契約の相手方も野々上さんだし、報告書の提出者も野々上さんなんで、その人に聞かなかつたら、いや、何となく軸をずらしたなと思って、なぜ野々上さんじゃないのかというのは非常に違和感があったので、そこは答えていただきたい。聞かなかつたのか、聞いたけど答えなかつたのか、それとも――それと、今、4点とか、早口でおっしゃった。その4点というのをもうちょっと重要なことなんでちゃんと委員会に出してもらって、それこそ話をはっきりさせようじゃないかというふうに思います。（発言する者あり）そういうこと。

○村木政策経営部長 これまで本当に繰り返し繰り返し申し上げてきたことですので、（発言する者あり）書面にしてここに出せということであれば、それは、お出しすることはやぶさかではございません。

○小野委員長 書面だとちょっと時間がかかるので、口頭でもう一回言ってもらおうというのは駄目ですか。

○はやお委員 いや、やっぱり、これについてはちゃんと出してもらって。

○小枝委員 だって、はっきりと、下さいと言っているんだから。（発言する者多数あり）そうだよ。

○村木政策経営部長 分かりました。それについては委員長のご指示にお任せいたします、出すか出さないかについて。ただ、我々の主張としては……

○小枝委員 はっきりさせようよ。

○村木政策経営部長 これはもう、従前からずっと繰り返していることでございます。

○小枝委員 だから、言葉じゃなくて、ちゃんと紙にしてください。

○小野委員長 ちょっと、今、答弁されています。

○村木政策経営部長 出すかどうかについては委員長の指示に従います。それから、なぜ野々上弁護士でないかということ……（発言する者あり）

○小野委員長 うん。まず、野々上弁護士になぜ聞かなかつたかということで、はい、どうぞ。

○村木政策経営部長 なぜ野々上弁護士にということですけど、この件を相談したとき野々上弁護士もいらっしゃいましたけど、中村先生のほうが間髪入れずにそのような答えをされたので、我々としては中村先生からそういったサジェスションを受けたという、そういうふうに申し上げたところでございます。

○はやお委員 野々上さんは答えていなかったんだ。

○小野委員長 同席はされているということですか。

○村木政策経営部長 同席はされております。

○小野委員長 はい。

岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、私も一つ一つお答えさせていただきます。上司というのは誰なのか分からないということですけども、部長の上って、誰ですかね、副区長ぐらいしかいないんじゃないですか。で——はい、まだまだまだまだまだまだ、焦っちゃ駄目よ。書類送検すらされていない。何度も言っていますけども、時効だからですよ。時効だから書類送検すらしないんですよ。だから関与を云々なんていう話もしないんですよ。（発言する者多数あり）裁判所がそんなこと言うわけじゃないですよ、時効なんだから。そして刑事確定記録をご覧になったんですよ。そこには元副区長、元部長、で、元議員が、この元副区長からそういう指示が出たというようなことが書いてあるじゃないですか。それをちゃんと読んだんですかね。それを読んで、そういう結論を出したんですか。ちゃんと読んだんですかね。

○小野委員長 多分同じような質疑になるかなと思いますので……

○岩田委員 いや、答えていただきたい。

○小野委員長 もうちょっと、岩田委員、今までの聞き方とは違うとか、または……

○岩田委員 今までのときは、質問したら、それが一個一個答えろといったから答えたんですよ。

○小野委員長 では、お願いします。

○村木政策経営部長 まず、先ほど岩田委員は確定記録を見ればどういうことが分かると言っておられましたが、それは確定記録に書かれていたこと自体のみが真実であると、そういった認識かと思えますけど、我々そういう認識に立っておりませんので、判決というものはその判決の中で何が事実かを明らかにする。それは罪となるべき事実の中で明らかにしている、そういう認識でございます。

それから、時効にかかっているということでございましたが、これも以前にも既に申し上げておりますけど、こういった共謀者の1人のみについて、関与者の1人だけが独立に時効にかかるという、それがどういう考え方に基づくのかというのがちょっと我々としては理解できなかったもので、我々としてはそのように考えていない。また警察が、警察の独自の判断で検察の判断をせずに書類送検せよとせずに時効の判断をした。それについても、どういう考え方かというのも我々は確認できておりませんので、我々としてはそのような考えには立っていない。そういうことでございます。

○白川委員 ちょっと関連。

○小野委員長 時効についてはね。

白川委員。

○白川委員 時効についてなんですけど、ちょっと持ち帰ってぜひ調べていただきたいんですが、東京新聞のほうには、2018年4月からの指示で6年の時効の可能性と言っていたんですが、私、調べたところ、刑訴法の253条2項では、共犯の最終行為から全共犯を時効と起算すると定めていますので、最終行為が2020年、で、裁判が2024年。

6年以内に入っていますので、これ、時効はあり得ないと思うんですけども、ちょっとここを調べていただけないですか。

○はやお委員 平成30年だって…。

○村木政策経営部長 では、その点について、私どものほうの主張を改めてまとめさせていただきたいと思います。

○小野委員長 はい。まとめるということですね。

小枝委員。

○小枝委員 すみません。事実確認を一つ忘れたんですけども、今日の私がお願いした後のほう、令和6年7月17日の調査報告書のところに、8名のヒアリングをしたと書いてあって、私は本会議場でこの方とこの方をしましたかというふうに質問をしましたときに、副区長はしました。当時のね。現在の副区長はしていませんというようなこと。一生懸命指折り数えても5人にしかならなくて、それで見ようによっては、ここ副区長、元副区長もやっていないなというふうに、役柄だけで結構ですので、この8人って一体誰なんだということをちょっと述べられますか、次回でも結構ですけど。

○村木政策経営部長 たしか本会議のときは元副区長に聞いたかという、そういう問いだったので、全体で何人というそういうお答えはしていないと思いますけど、ちょっとその点については改めて、ちょっと、中で調整してお答えしたいと思います。

○小野委員長 はい。

はやお委員。

○はやお委員 私もちょうどこのところの調査報告書を見たら、やっぱりどうも当然副区長等のヒアリングを取った、元副区長を取ったということなんで、だからそれは確実に調べてください。だって、何かといたら、ヒアリングがない中で最終報告、検討報告書といたらおかしいですから。あと、確かに仕様書には2名の今回のヒアリングについては弁護士というふうに仕様書には書いてあるけれども、なぜ公取委の女性を外したのか、そこをちょっと答えていただきたい。ヒアリングのところに2名の、野々上さんと中村さんだけで、ちょっと名前を忘れたけど、公取委のほうの有識者会議の、もう一人メンバーがいらっしゃるんですよ。何で3人でやらないで2人でやったのかということを確認したい。

○村木政策経営部長 意図的に公取委の先生を外したというよりも、公取委の先生は、今回のこの事実関係というよりも、むしろの契約制度の問題ですとか、そういったものをご意見を頂くために入っていただいたということで、それから、この、何だっけ、再発防止の検討委員会の委員としてというよりも、結果的には重なった形になりますけど、どなたか弁護士の方にヒアリングをお願いしたいということで、その中で、だったら誰か別の弁護士にヒアリングをしてもらって、改めて委員会の弁護士に報告するという、そういう手段を取るよりも、直接この方々にやってもらったほうがいいだろうという、そういった判断でこの2人に行ってもらったという、たしかそうだったというふうに認識してございます。

○はやお委員 でも、最終的には、区のほうとしては、ヒアリング結果について有識者会議としての結論を出してくれているんですよ。それを受けて検討委員会は報告書を作っているわけですよ。となると、なぜ、逆に公取委。公取委って、意外と、非常に厳しいんで

すよね、こういう入札妨害だとか独禁法に関しては。入れないというのがちょっと理解できなかったわけですよ。普通に考えると、その3名でやるというのが普通だと思いますよ。で、さっきのだって、説明になっていないと思います。公取委だって、こういう入札妨害、全部やりますから。それなのに何で入れなかったかということについて、またね、何か申し訳ないけど、いつもさ、もうその場その場で答えられるから、ちゃんと調べた上で、次の日程のところでお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村木政策経営部長 それでは、また、ちょっと当時の経緯等をまた調べまして、改めてお話をさせていただきたいと思います。

○はやお委員 令和6年の7月17日に、結局はヒアリング結果を含めて最終の報告書があったと。それで、これを見ますと、検討委員会、つまり、区での検討委員会はその7月の17日以降に2回しか行われていないんですよ。つまり、報告書が来て、7月の17日に、結局は第5回のこの不正入札に関する検討委員会をやって、そして一挙に第6回をやって結果を出しているんですよ。これについてどういうふうに思っているのか。たった2回で、ヒアリングの結果も出たばかりで、そして最終報告書を整理するという期間があったのか。あまりにも結果が拙速的じゃないかと思うんだけど、そこをどういうふうにやったのか。その辺も分からなかったら、どういうふうに整理をしてこの検討報告書ができたのか、お答えいただきたい。

○村木政策経営部長 検討会に出てくる以前、あるいは出てくる間も、中ではメール等のやり取りとかで意見を聞いたりしてやっておりましたので、検討会是最終的に意見を調整したところというふうにご理解いただければと思います。我々としては、今回、このヒアリングの結果、それからアンケート、それから判決、こういったものを見ながら、今回の報告書を、委員の方々の意見を踏まえてまとめたという、そういうことでございます。

○はやお委員 で、決してあれではないですけども、今回の令和5年度に相談をしているということで、資料が令和6年の10月の4日に弁護士の依頼事項についてということが報告されていますよね、ご存じですよ。その中にこう書いてあるんですよ。まず、令和5年度のところで、11月の8、12月の19、令和6年1月25の、3回やったと。どういうことやったんですかといったら、職務に関する法律相談制度に基づき、官製談合の疑いより警視庁の捜査が行われていることに関連し、区取るべき対応について助言等を行ったと。つまり、この辺のところからもう結論ありきの何かができているんじゃないかと思っちゃうんですよ。で、普通はそこで有識者会議のメンバーに入れられないはずなのににもかかわらず、それは何かといったら、区取るべき対応を相談しているんですよ、区取るべき。それで、我々からしたら、税を出していただいている区民の方々に対して、本来であれば第三者機関としての中立性のある人にするべきなんですよ、普通で考えたとき。それを継続して600万も払っているんですよ、次のときに。そして、あっという間に7月17日に結論が出たら、結果が出ているんですよ。幾らメールでやるといったって、これを整理するのに、こんなに拙速に早急にできるかということなんですよ。だから、これをどういうふうに積み上げて、見えない中での経緯・経過、それを分かるようにして、ちょっとメモで出してくださいよ。前も、メモについてはかなり公式的な対応だということに区長もおっしゃっていましたから。あの、例の、何というんですかね、私立のほうの無償化、何ですか、給食の無償化のことについて、いや、やっているよ、俺たちはメモで

やっているんだから、それを見せりゃいいじゃないかと言ったように、メモでも結構ですよ、公的になるんだったらば。そういうところでどういうふうな経緯・経過になったか、ここは結構問題ですよ。どういふような話合いになって、こういふふうに整理できた。普通に考えたら、どう考えたって少しオーバーラップするにしたって、まだ判決も出ていないうちから結論なんていうのをどうやって7月の中でできるのかと思うわけですよ。そして結論ありきで動いていたんじゃないのかと思っちゃうんですね、私は。だからこの辺のところについて事実確認として分かる経緯・経過を明確に書いてください。

それで、何でもここまで言うかといったら、刑事確定記録については、ご存じのとおり、例えば、ある、お捕まりになった元議長は拇印を押しているわけですよ。で、名前をやりたり書いて押印するわけですよ。つまり、何かといったら、ここについてはうそではないに近いことを書いているものとヒアリングとの信憑性というのについては、これはきちっと区のほうも検証するべきだと思いますよ。私はね、刑事確定記録が出てきた時点で、本来であればきちっとそのことについて、間違いは間違いと、僕は認めるべきだと思います。常にありき。結論ありき。それでずっとしてきたから、かじが切れなくなっていると思います。もうまるっきり壊れたレコードみたいなことを、同じことを言って、いや、刑事確定記録については全て結局は我々が判断する立場ではないということを繰り返しているだけです。そんなんじゃないんですよ。ここをもう少し真摯に整理していただきたいと思いますので、つまり、何でもこんなことをあえて細かいことを言うかという、この今回の出てきたことについての経緯・経過、どういふふうに積み上げてきたのかを細かく書いていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○吉田総務課長 委員からご指摘いただきました経緯・経過につきまして、どういった内容でまとめられるかはありますけども、資料として作ってみたいと思っております。よろしく願いいたします。

○はやお委員 はい。

○小野委員長 はい。それでは、いかがですか、ここまででよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。では、未の部分について、未に関連するところについて今回質疑があったんですけども、次回、またこちらで預かっているものもありますし、また執行機関側に預かっているものもありますので、その辺りのところを、次回また皆様とということになると思います。

ということで、質疑について、ここまででよろしいでしょうか、本日は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、次に、日程2、その他に入ります。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

理事者からございますでしょうか。なしでよろしいですかね。はい。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時36分閉会